

令和6年第3回永平寺町議会定例会議事日程

(16日目)

令和6年6月18日(火)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第33号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第34号 令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算
について
- 第 3 議案第35号 令和6年度永平寺町介護保険事業特別会計補正予算につ
いて
- 第 4 議案第36号 令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算
について
- 第 5 議案第37号 令和6年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 6 議案第38号 令和6年度永平寺町下水道事業会計補正予算について
- 第 7 議案第39号 永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関す
る条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第40号 永平寺町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定
について
- 第 9 議案第41号 字の区域の変更について
- 第10 議案第42号 字の区域の変更について
- 第11 請願第 2号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める
請願
- 第12 委員会の閉会中の継続審査の申出

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(13名)

- 1番 酒井圭治君
- 2番 長岡千恵子君
- 3番 川崎直文君

- 5番 清水紀人君
- 6番 金元直栄君
- 7番 森山充君
- 8番 清水憲一君
- 9番 滝波登喜男君
- 10番 齋藤則男君
- 11番 上田誠君
- 12番 松川正樹君
- 13番 楠圭介君
- 14番 中村勘太郎君

4 欠席議員（1名）

- 4番 朝井征一郎君

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

- | | | |
|--------|---|-------|
| 町 | 長 | 河合永充君 |
| 副町 | 長 | 北川善一君 |
| 教育 | 長 | 竹内康高君 |
| 消防 | 長 | 宮川昌士君 |
| 総務課 | 長 | 多田和憲君 |
| 財政課 | 長 | 原武史君 |
| 契約管財課 | 長 | 朝日清智君 |
| 総合政策課 | 長 | 清水智昭君 |
| えい住支援課 | 長 | 深水正康君 |
| 建設課 | 長 | 竹澤隆一君 |
| 農林課 | 長 | 島田通正君 |
| 防災安全課 | 長 | 吉田仁君 |
| 商工観光課 | 長 | 江守直美君 |
| 上下水道課 | 長 | 勝見博貴君 |
| 福祉保健課 | 長 | 高嶋晃君 |
| 住民税務課 | 長 | 吉川貞夫君 |
| 学校教育課 | 長 | 山口健二君 |

生涯学習課長	吉田正幸君
子育て支援課長	池端時枝君
会計課長	波多野清志君

6 会議のために出席した事務局職員

議会事務局長	清水和仁君
書記	酒井春美君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

(午前10時00分 開議)

～開 会 宣 告～

○議長(中村勘太郎君) おはようございます。

おはようございます。各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただきまして、ここに16日目の議事が開会できますことを心から厚く御礼を申し上げます。

今定例会は、クールビズ期間に伴い、議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第33号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長(中村勘太郎君) 日程第1、議案第33号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算についての件を議題といたします。

これより、第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第33号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

～日程第2 議案第34号 令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算
について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第2、議案第34号、令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての件を議題といたします。

これより、第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第34号、令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

～日程第3 議案第35号 令和6年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第3、議案第35号、令和6年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件を議題といたします。

これより、第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第35号、令和6年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件は、
原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

～日程第4 議案第36号 令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算
について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第4、議案第36号、令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算についての件を議題といたします。

これより、第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第36号、令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について
の件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

～日程第5 議案第37号 令和6年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第5、議案第37号、令和6年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての件を議題といたします。

これより、第3審議を行います。

自由討議、討論を行い採決します。

自由討議の提案はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第37号、令和6年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての件は、
原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

～日程第6 議案第38号 令和6年度永平寺町下水道事業会計補正予算について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第6、議案第38号、令和6年度永平寺町下水道事業会計補正予算についての件を議題といたします。

これより、第3審議を行います。

自由討議、討論を行い採決します。

自由討議の提案はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第38号、令和6年度永平寺町下水道事業会計補正予算についての件は、
原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって本件は原案のとおり可決されました。

～日程第7 議案第39号 永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第7、議案第39号、永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより、第3審議を行います。

自由討議、討論を行い採決します。

自由討議の提案はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論はありませんか。

討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

11番、上田君。

○11番(上田 誠君) それでは私は反対の立場から討論をさせていただきます。

この永平寺町の条例の基本の永平寺町の個人番号利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例ということです。これは国のほうでそのように改定され、国のほうがその別表とされる第2というのを公開されています。それでこれが条例から省令に入るということは、国会でいろんな審議をなくしてその情報が適用されるということです。

それで中身を見ますと、それぞれの個人の健康保険のところ、それから財産のところ、それから年金のところ、そういうもののいろんな形が載っています。それを永平寺町は国に準じてということになります。そういう行政手続における特定の個人を識別するような番号の利用に関する法律のこれが除かれると、これも町にも適用されるわけです。

私どもはやはりその個人番号の制度については、マイナンバーについては反対の立場を取っています。そういうことから考えると、どうしてもそういう全ての情報を開示していく、それをその条例から外すということに関しては、やはり課題が大きいというように思い、反対の立場を取らせていただきます。

○議長(中村勘太郎君) 次に、原案に賛成の発言を許します。

1番、酒井君。

○1番(酒井圭治君) 永平寺町個人番号の利用というところで、個人情報の提供に関する条例の一部改正に対しまして、賛成の立場を取らせていただきます。

この件につきましては、マイナンバーの利用範囲の拡大を目的に、国の法改正にて行政手続における永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正となっております。

現在、行政手続のオンライン化、マイナポータルも含めまして、そういったことが進む中で年金、健康保険など社会保障の手続がDX化しているという、そう

いったことでそういった時代に突入しており、それに対応していると考えております。

以上で、私は賛成の立場を取らせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） ほかに討論はありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 私は議案第39号、永平寺町個人番号の利用及び特定個人の情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論を行います。

これは令和5年6月に法が変わって、その中にマイナンバーの利用範囲を拡大するというので設けられた別表です。これが今回、いわゆる法律の別表として位置づけられた別表を外して、そして省令に変えると。省令に変えるということはどういうことかと、国会での法律改定を伴わないわけですから、自由に変えられる。これでいわゆる企業に個人の情報を垂れ流しするような状況というのは、やはり認められないということです。

特に資料として頂いた別表の内容を私は見てみました。それでこれを見てみますと、法は別表として定めていたわけですが、それを省令にする目的、そこがどのようになるかというのは分からない。それはより広く個人の情報を企業が自分たちのもうけのために使う。そういう内容だということを聞いていますから、それは認められない。

特にこういう情報というのは、企業が例えば薬の開発を行うにしても、本来でいったら企業がお金を出していろんなアンケートや調査をして、努力して得る資料です。それを国の制度を利用して、そこから抜き取る。ヨーロッパではこういうことは許されずに、厳しい内容になっていると聞いています。そういう意味では法律から省令にするということが第一に大きな問題です。

ではどういう情報の内容かと。今11番議員も少し言いましたが、健康保険の全て、社会保険から国保までです。当然、高齢者医療、介護保険、障害者、精神障害者福祉、年金、生活保護、この生活保護を見てみましても、保護の決定、実施、徴収金、徴収の事務までを含めて情報が提供されることになる。生計困難者、公営住宅への入居の状況、労災、また地方税に関する問題、税金の徴収や還付に関する事務まで含まれています。

今、この後に核兵器禁止の請願も出てきますが、原子爆弾被爆者、難病も含めて全て提供するようになっている。こんなことをされるのでは、いろんな今の状

況を見てもみますと、個人の特定はできないというような話もありますが、マイナンバーに結びつけることによって、これがどんどん無制限に拡大されていくような方向については賛成するわけにいかないということをはっきり述べておきたいと思います。よって、反対の立場を取ります。

○議長（中村勘太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） 賛成の立場から発言します。

これをするによって国との制度、扱いをそろえるということなので、事務の簡素化につながると考えます。私は賛成します。

○議長（中村勘太郎君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第39号、永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中村勘太郎君） 起立多数です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

～日程第8 議案第40号 永平寺町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第8、議案第40号、永平寺町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い採決します。

自由討議の提案はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第40号、永平寺町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって本件は原案のとおり可決されました。

～日程第9 議案第41号 字の区域の変更について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第9、議案第41号、字の区域の変更についての件を議題といたします。

これより、第3審議を行います。

自由討議、討論を行い採決します。

自由討議の提案はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第41号、字の区域の変更についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

～日程第10 議案第42号 字の区域の変更について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第10、議案第42号、字の区域の変更についての件を議題といたします。

これより、第3審議を行います。

自由討議、討論を行い採決します。

自由討議の提案はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第42号、字の区域の変更についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

～日程第11 請願第2号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第11、請願第2号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願の件を議題といたします。

本件は、去る令和6年6月3日、総務産業建設常任委員会に付託されました議案でございます。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

1番、酒井君。

○1番（酒井圭治君） それでは、総務産業建設常任委員会に付託されました請願第2号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願について報告いたします。

去る6月14日、総務産業建設常任委員会にて審議することとなり、紹介議員の趣旨説明を受けた後、各委員にて審議に入りました。

まず、採択に反対意見といたしましては、この件は類似の請願が令和2年12月議会にて不採択となっております。また、昨年6月議会においてもほぼ同様の請願がなされ不採択となっており、状況については当時と変わっていないとの意見がございました。

また、国は核廃絶に向け、現実に沿って世界に対して今もなお多くのアプローチを行っていると考えます。また、現在の国周辺における軍事活動が活発化する中で、国家のパワーバランスを無視することはできないという反対意見がございました。

次に、採択に対し、賛成意見といたしましては、武力を武力で解決するのはいかがか、唯一の被爆国日本が核の傘に入るのはいかがなものかといった意見がございました。

結果、採決を採らせていただいたところ、不採択に賛成多数ということで、請願第2号を不採択とすることとなりました。

以上、報告いたします。

○議長（中村勘太郎君） これより、委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） それでは委員長に質疑をさせていただきたいと思います。

この請願に対しまして賛同を紹介議員という形で、当日委員会でその趣旨を説明させていただきました。その質疑の後、退席をさせていただきましたので、いろんな質疑の内容がちょっと確認されておられませんので、改めて確認させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

この請願は昨年、上からそういう形で出させていただいています。これはご存じのように、これは国が不採択ということでおりますので、やはり私どもとすれば平和を願う国民、その不採択されたものについて再度それに提出すると。それに対しまして、その当時と変わっていないという状況をおっしゃっていました。

当然、当初に国連で採択されたときは、それからやはりロシアのウクライナ侵攻や、近年は今のイスラエルのガザ侵攻のそういう形での軍事が世界平和に対して脅威を与えている。

さらにそのときにロシアのプーチン大統領が核も使うことをいとわないと、それからイスラエルのほうもガザ地区に対しては核の脅威をちらつかせながら、そのようにやっている。そういう中、またあるときには中性子爆弾みたいな形で核を廃棄するのではなくて、その動物、生きている者を殺傷するというような、今後のそういう核戦争の脅威が年々高まっている。

そういう中で、その情勢は変わっていないという判断をされたということですが、私はそうは思わないのですが、そういうところのご質問があったかというのが1点。

それからもう一点は、国が現実に沿って、その現実に沿ってというのはアメリカのほうの中で、俗に言われている核の傘の下でということ、またはいろんなNATOの軍事同盟の中からそういうことでアプローチしている。要は核拡散防止のそれでやっているわけですが、やはりこの人類の生存と相入れない、その核というものを廃止するということからいくと、やはりそういうアプローチは低いのではないかと思うのですが、2点目。

それから国連の中での国のパワーバランスというのをおっしゃっていました。そのパワーバランスで、例えば人類のそういうものを推しはかるという、僕はそうじゃないなど。やはりパワーバランスという意味がよく分からないのですが、そこらあたりはどうだったのかというのをお聞かせいただければと、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中村勘太郎君） 酒井委員長。

○1番（酒井圭治君） まず私は世界唯一の被爆国である我が国の立場といたしましては、やはり核兵器のない世界の実現を訴え続けてこられました被爆者の方々、また被爆地の努力に対しまして、心より敬意を表したいと思っております。私自身、核兵器のない世界平和というものを切に願うものでございます。

その上で、今ご質問がございましたが、変わっていないという状況が昨年と同様というのは、核兵器禁止条約に対する日本が参加また調印、批准するということですが、これに対してこれが日本政府の役割ではないかという、そういった趣旨、それが昨年同様ということでございます。

また、2つのこの現実というものが介在するのではないか、すなわち目的を達成するための現実的なアプローチ、そして2つ目に現実的な国家安全保障です。そういったところの観点において、やはり昨年と同様の考えが述べられているということでございます。

まず、1つ目の目的達成に向けた現実的なアプローチに関して、我が国には唯一の戦争被爆国として核兵器のない世界の実現に向け、国際社会の取組をリードしていく責務があると、そういった決意の下、日本政府においては今から50年前の1970年2月に核兵器の不拡散に関する条約、そういったものに署名、1976年6月には批准をして以降、米・露・英・仏・中の5か国を核兵器国、そのように定めまして、核兵器国以外への核兵器の拡散を防止する核不拡散、各締約国が誠実に核軍縮交渉を行う義務を規定した核軍縮、そして締約国の原子力の平和利用を奪い得ない権利、そういったこととして3本柱の規定について、日本が先導的な立場を取って、そういう役割を働きながら、そういったアプローチを行っているということでございます。

そこで、それに続いて我が国におきましては、核兵器のない世界実現、これを目指している、こういうアプローチを行っている。日本と核兵器国の軍事有識者などが協議を行う核軍縮の実質的な進展のための賢人会議であるとか、国連総会への核兵器廃絶に向けた決議の提出であるとか、軍縮、不拡散、イニシアチブの

取組、いわゆるNPTの個別の協議等を通じながら、核兵器国と非核兵器国の間の橋渡しに努めていると。核兵器不拡散条約、NPT体制の維持、強化や包括的核実験禁止条約、CTBTの発効促進も行っております。核兵器用核分裂性物質生産禁止条約、FMCTの交渉も始めているといったこともございます。核兵器国も参加する現実的かつ実践的な取組を積み重ねながらアプローチを行っているわけでございます。

そして3番目、現在の国周辺における軍事活動が活発化すると、国家のパワーバランスということでございますが、これは核の傘ということになってくるわけですが、この核というものをもう少し深く考えて、これは一つのやはり武器です。核爆弾についてもやはり武器です。

それで人間の発達段階の中で、これは私見でございますが、やはり自分たちは弱い立場であった、当初、人間は弱い立場であった。それが武器を持つことによって自分を守る、そういったような武力を持つようになるのですが、それがだんだんと発展していった、刈られる側から刈る側に人間は発達していったと、そういう人間の経緯があります。

そういった中から考えると、その武力というものは一体何なのかと、その武器というものは一体何なのか、核というものは何だろうか、ドローンというのはい一体何だろうか、ウイルス兵器というのはい何だろうか、細菌兵器とは何だろうか、地雷とは一体何だろうか、そういうことを考える中で、日本は非核三原則の下、これは佐藤栄作が述べたわけですが、非核三原則をやはり継承しています、何も武器を持たないです。

人間の発展の中で、そういった中で武器を持つという、そういう人間の本来の性質の中から飛び越して、本来の三原則の中で核を持たない、つぐらない、持ち込まない、そういう核三原則を日本の佐藤栄作は発言しているわけです。将来、日本の安全保障、そういったものを考えたとき、そのパワーバランスというものが多分、人間の心のその部分をどうするかという問題であって、一つ武器、核だけについてこの話を進めていくというのは、いかがなのかなというところのパワーバランスというのは、私の思いの中ではございました。

そういったことで、国の専権事項として防衛、治安、外交、教育の中身ですが、それは国の専権事項として定められております。その防衛を一地方自治体が行っていくと、これは自主防衛組織をつぐらないといけないのかと、半分冗談ですが、そういったことも国のそういった専権事項の役割というのが当然あって、地方自

治体にもその役割があるわけです。そういったところでこのパワーバランスについては国の専権事項ということで、一応よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） ここで論議するつもりはありませんので、聞かせていただきました。

今ほども中では変わってないというような形ですが、やはり社会情勢は大きく変わっていますし、EUとかいろんなところも含めて、今はNATOに加盟している国の中でも、その平和に対する、戦争に対する反対運動は大きくなっています。それからいろんなロシアの問題、ロシア、ウクライナの侵攻の問題、イスラエルのガザ地区の非人道的な殺傷をしているような状況については、世界各国が非難の目を浴びせています。そういう中から、日本もやはりそういうことは必要になっているというような声も、徐々に国際的に高まっていると思います。そういう情勢からやはり判断すべきじゃないかというように私は思っています。

それから2つ目の、アプローチしているということですが、それは非核、非拡散、5つの国が当初に持っていたわけです。それが今実際は9か国に増えています。それからいろんな非拡散といいながら、それから軍縮といいながら、それぞれ持ち合わせているその個数、それからそれにかかる費用は年々大きくなっているというのが現状です。

それはある点では非核、非拡散、俗に言うその拡散防止条例とかそういうもの、軍縮のそれだけでは、やはり事済まないということ。それから核は使う、それじゃなくてそれを威嚇するとか、そういうものです。そのように住民に対して威圧することはできないということだと思いますから、そういう意味でのアプローチの仕方がやはり徐々に変わってきていると私は認識していますので、そういう思いもしています。

それからそのパワーのバランス、これは先ほど言ったように、そういう核保有国と、持たないというのですか、それから国連でも圧倒的多数、122か国と1という反対で、それが採択されたわけです。現在もだんだんそれが増えている状況です。

圧倒的なその条約に対して、それについて批准しているところが多いわけですが、そういうことを考えると、そのパワーバランスとは一体何かというようなことを考えると、非常に私は疑問を呈するわけです。

ぜひとも皆さんのところでは本当の意味、どういうことなのかというのをいろんなところで資料を見ながら、ぜひともご理解いただけるように思います。ぜひそれに採択を決議された議員等もおられますが、ぜひともその真意は何かと。これは日本国としていろんな立場というのはあるかもしれませんが、唯一の被爆国としてやはりそこは捉えるべきで、そういうものは全世界に発信すべきだと思いますので、ぜひともお考えをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） ほか、ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 1点だけお聞きしたいと思います。常任委員会で不採択とされたということですが、その理由の中に類似の案件がこれまでも不採択になっているという話がありました。ただ、条件は当時と変わっていないからという理由のようですが、ちょっと最近の話ですが、ウクライナ周辺の隣国のベラルーシで、ロシアが仕掛けたいわゆる核兵器の訓練を行ったというのが報道されていました、最近の話です。

イスラエルもいわゆるイランに直接攻撃をするということをやっている、イスラエルは核兵器のいわゆる使用も、というようなことを最近言っているという話もお聞きしているところです。そういう意味ではやっぱり身近に、日本から離れています、身近なところでそういう変化がある。

だからこそ今、核兵器禁止条約を世界中で声を上げるべきではないかという、その提案だと私は思っているの、その辺を一つお聞きしたいのと、もう一つは日本政府の姿勢もちょっと変わったところがあります。核兵器についての究極はなくなればいいと、しかし今は必要だと。当分、核の存在は認めるということを行っていますけれども、核の先制攻撃の国連での決議については、前回の決議のときには日本は先制攻撃に賛成しました、国同士のパワーバランスの中で。ところがこれは世界中から大きな批判を受けて、日本国内でも批判を受けて、最近核の先制攻撃、先制使用については保留をするという立場に変わっていると思います。

だから世界情勢の中で、日本政府もそういう姿勢を変えざるを得ない状況になってきている。そこからもう一歩、それなら大量殺りく兵器は必要ではないのではないかという提案がされていると思います。国連でもそういうのを採択されています。そのことを考えると状況はあまり変わっていないというのではなしに、こ

こ1年の間に随分急激に変化してきているのではないかと私はと思いますが。

○議長（中村勘太郎君） 委員長、簡潔にお願いします。答弁は質疑に対して、質疑もちょっと長いので。注意はしませんでしたけれども、よろしくお願いします。

酒井委員長。

○1番（酒井圭治君） 状況的には世界情勢ということで、戦争というそういった侵略とか、戦争といったことが全然変わってないという、そういったことの捉え方をしております。だから核兵器というものは、先ほど申し上げましたが武器であるということでご理解いただきたいと思います。

戦争という状況については、人の心は何も変わってない、その人の心をどう変えていくのか。例えば武器以外に脳科学から争いのないそういった精神的な、そういったものを支えるような、そういったテクノロジーです、そういったものへの方向性というのものもあるのではないかなというように思っているところでございます。

それとアプローチについては、昨年もやはりG7のこともございましたので、その中でも平和ということについて、きちんとアプローチしておりますし、初めに申し上げたとおり、日本国として幾つもの世界に対してのアプローチは行っていると考えていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論はありませんか。

討論があります。

討論に入ります。

委員長報告は不採択です。

したがって、原案に賛成者の討論の発言を許します。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） それでは、この請願に対しての賛成の立場から討論をさせていただきます。

私はこれの紹介議員ということもありまして、ぜひ皆さんに採択のほうをお願いしたいものであります。

この請願は日本政府に核兵器禁止条約の参加と調印と批准を求めるという請願であります。この請願は先ほど質疑の中にありましたが、やはり毎年そういう中で必要なものと、現在は国が批准されていませんので、必要なものと考えております。

先ほど質疑の中にありましたように、また文書の中にありますが、現在、ウクライナに対するロシアの侵攻が今なお続いております。またベラルーシへの核の配備であるとか、核兵器に対するその使用の機運は年々高まっている状況下にあります。また、パレスチナがガザ地区のほうに、要はジェノサイドを行っている現状の中から、イスラエルはガザ地区への核兵器の使用をするよというような威嚇をしておる発言もあります。

そういう中において、私たちは世界でただ一つの被爆国です。全世界へ向けて、戦争ではなく平和と、これは先ほどG7であり、いろんな形で日本政府として、岸田総理もその平和については求めている。またそういうものをやはりやっぺいこうというような形で、形は違いますが、そういうような平和のいろんな活動をしていることも事実であります。私は全部を否定するわけではありません。

しかしながら、そういう私たちは唯一の被爆国ですので、戦争ではなく平和を求め、核による破壊ではなく核兵器の根絶を求めるべきだと、人類と相入れない核兵器の根絶を求めるべきだということに思っております。

皆さんご存じのように、2017年の国連において核兵器禁止条約が圧倒的多数の122の国の賛成によって大差で採択されました。それで現在、2021年からそれが発行し、国際法にもそれが成っている状況にあります。この条約の調印の参加、その批准、または調印、批准、参加を開始されて、現在93か国に増えています。そして70か国も批准をしている状況にあります。

このように広島、長崎そして第二福竜丸、三度の被爆体験をしている国として、全国の悲痛な被爆者の方々の声に応えるためにも、率先して核兵器をこの世からなくす、そういう核兵器禁止条約に参加して、それをすべきだと思っております。

条約参加という声明をしている国は、アジアでは韓国と日本の2か国だけです。そういう中から核兵器に対するそういう説得をする、私は義務があるというように考えます。今全国で677の自治体が、その議会がそれに対して採択をしてお

ります。県内では2市ではありますが、今そういう動きが出ていると私は認識していますし、聞き及んでいます。ぜひとも意見の採択を行っていただきたいと思っております。

非核宣言をしている当町として、この請願の採択をお願いするものであります。ぜひともこの趣旨を議員の皆さんにご理解いただきまして、皆さんの賛同を求めるものであります。ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 次に、反対者の討論の発言を許します。

13番、楠君。

○13番（楠圭介君） 私はこの請願に対して反対の立場から答弁させていただきます。

核兵器を保有しているロシア、アメリカ、中国、フランス、イギリス、パキスタン、イスラエル、北朝鮮の9か国と、日本を含む保有国のいわゆる核の傘の下にある国々は、2023年ではこの核兵器禁止条約に参加しておりません。

日本政府が世界で唯一の被爆国として、核兵器の恐ろしさ、悲惨さを伝えるために核兵器禁止条約の締約国会議へオブザーバー参加はあり得ない話ではないと思いますが、請願の中身である参加、調印、批准に関しては現実的ではないと思われます。

なぜなら現在の日本の安全保障はアメリカの核の傘によって守られており、請願の中にある核の傘からの離脱は核の傘の代案を用意できていない現状において、丸腰の発想はあまりに理想論過ぎると感じますので、私は今回の請願に反対の立場を取らせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） ほかに討論はありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 常任委員会での決定が、この請願を認めないということでありまますから、私はそれを認めるわけにはいかないということで、原案に賛成の立場の討論をさせていただきます。

先ほどから質疑の中でも言わせていただきましたが、ここ1年、本当にウクライナの周辺、ベラルーシではロシア軍も参加しての核兵器訓練をやっていますし、イスラエルは核使用をよく口にする国でもあります。現に他国へ攻撃を仕掛けるということをやっていることもあるわけですから、どんどん世界の平和の状況が脅かされている。

私は核や軍力などの脅しの外交ではなくて対話で築く平和こそ、この時代に

必要だと思っています。ですから国連でも議決されていますように、大量殺りく兵器、いわゆる民間人を大量に殺すそういう兵器、その代表が核兵器であります。日本は世界で唯一の被爆国でもありますから、こういう兵器をすぐに禁止しようと、被爆国の代表として日本政府が世界に宣言することは非常に意義のあることだと思います。ですからこの請願に賛成の立場ということ述べておきたいと思っています。

○議長（中村勘太郎君） 次に、反対の討論の発言を許します。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） 採択の立場から発言します。

核保有国の批准の状況をちょっと紹介議員にもお尋ねしましたが、それは特に変化しないと。そういったところで状況に変化なしと私は考えますので不採択でよろしいかと思っています。

○議長（中村勘太郎君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですので、これで討論を終わります。

これより請願第2号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願を採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

したがって、原案について採決します。

本件について、原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中村勘太郎君） 起立6名。

採決の結果、起立が6人、起立しなかった者は6名で同数です。

したがって、地方自治法第116条の第1項の規定により、議長が本件に対して採決します。

発議第1号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出についての件は、議長は原案に反対といたします。

よって、本請願書は不採択とすることに決定いたしました。

～日程第12 委員会の閉会中の継続審査の申出～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第12、委員会の閉会中の継続調査の申出の件を議題といたします。

総務産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、議会・行財政改革特別委員会、幼・保再編検討特別委員会、学校再編検討特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって本件は、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査にすることに決しました。

暫時休憩します。

(午前10時54分 休憩)

(午前10時55分 再開)

○議長(中村勘太郎君) 休憩前に引き続き再開します。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

定例会を閉会することに当たり一言申し上げます。

議員各位は、去る6月3日の開会以来16日間にわたり、その間、提案されました数多くの重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを深く感謝申し上げます。

今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げます。

なお、会期中、指摘されました諸点につきましては、十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては真に町民の福祉向上のため、万全を期されるようお願いを申し上げます。

これをもちまして、令和6年第3回永平寺町議会定例会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長(河合永充君) 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました、令和6年度一般会計補正予算をはじめ条例の制定等、各議案につきまして慎重にご審議をいただき、また妥当なご決議を賜り、誠にありがとうございました。

また、町政の各分野におきまして多数のご質問とご意見をいただきました。いずれも厳正に受け止め、今まで以上に現状と課題の把握に努めつつ、町政発展のために取り組んでまいりますので、議員の皆様の一層のご協力をお願い申し上げます。

さて、先日は福井永平寺ブルーサンダーのシーズン報告会にお招きをいただき、関係者の皆様のお話を伺ってまいりました。約30年の歴史を持つ北陸電力ブルーサンダーが新たに生まれ変わり、福井永平寺の名前を冠するようになって2年目のシーズンを迎えられる。フロント、選手とも新たな体制となり、リーグでのより高みを目指していただけたらとの思いであります。

チームのファンミーティングでも、ファンの方々を交えてのミニゲームや写真撮影など、非常に盛り上がったと伺っております。町も企業版ふるさと納税を通じた支援、町民の皆様を巻き込んだ応援活動など、これまで以上に精いっぱい支援してまいりたいと思います。

そのほか、持続可能な農村づくりを目的とした県主催の研修会が開かれ、地元酒造会社、農業組合法人及び町の担当者が参加しました。来月もその研修会で講師を務められた、持続可能な地域社会研究所の方々にコーディネーターとして町にお越しいただき、酒米の作実や地域の皆様とのワークショップを通じた意見交換を実践していけたらと考えております。

今後も関係者の皆様のご意見をいただきながら、永平寺テロワールを通じて町の振興につなげてまいります。

また、本格的な出水期を迎えるに当たり、气象台や県からの情報を受けて、町民の皆様の命を守る事を第一優先に、早め、早めの避難発令に努めてまいります。

結びになりますが、議員の皆様におかれましては健康に十分留意され、町政発展により一層のお力添えを賜りますとともに、これからますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（中村勘太郎君） 本日は、どうもご苦労さまでございました。

（午前10時59分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員